# 高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部会議(第5回)

時間:令和4年12月5日(月)

午後5時~

場所:鳥取県災害対策本部室

(県庁第二庁舎3階)

# 会議内容

- 1 防疫措置の状況
- 2 今後のスケジュール
- 3 県内の鶏卵の流通量への影響等
- 4 その他

## 1 防疫措置の状況

## ★12月5日(月)午後5時防疫措置終了

- ※発生農場等における疑似患畜の殺処分、汚染物品の清掃・消毒等の対応の終了
- 1 殺処分の状況 12/1(木)午前5時開始、<u>12/3日(土)午後1時25分終了</u> 殺処分羽数 105,505羽
- 2 焼却密閉容器の焼却 焼却の状況(12月5日午後3時現在) 焼却羽数:31,840羽(進捗率:30%)



# 2 今後のスケジュール(当該農場)

12/1(木) 疑似患畜確定 殺処分開始(5:00) 場内清掃、消毒開始

12/3(土) 殺処分終了(13:25)

12/5(月) 農場消毒等終了防疫措置完了(17:00) (分離ウイルス: H5N1亜型と国が確認)

12/12(月) 農場消毒実施(2回目)

12/16(金) 搬出制限区域解除見込

12/19(月)農場消毒実施(3回目)

12/27(火) 移動制限区域解除見込

# 2 今後のスケジュール(他農場等)

- 1 79養鶏農場の調査を実施 異状なしを確認
- 2 鶏舎(小動物侵入防止状況の確認等)や防鳥ネットの点 検を家畜保健衛生所が実施
- 3 <u>12/7家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令に</u> より緊急消毒実施
- 4 <u>防護服、ペール缶等の備蓄資材を緊急に再整備、A型</u> インフルエンザ簡易検査キットを追加購入

## 県内の鶏卵の流通量への影響等

卵の販売状況には、今のところ大きな影響はありません。 引き続き市場状況の調査を継続します。

- ◆GPセンター(選別包装施設)への聞き取り
  - ・出荷量には今のところ影響は出ていない。
  - •<u>今回の養鶏場の卵を扱うGPセンターでも不足分は県外産で確保</u>できている。
- ◆県内の主なスーパーへの聞き取り
  - ・県外からの仕入れ増加により、販売量は確保できている。
  - ・今回の鳥インフルエンザによる価格への影響は、多くのスーパーで出ていない。
    - ※卵の価格は、例年年末にかけて上昇傾向にある。

参考:大阪市場における卵の相場(円/kg)

7月	8月	9月	10月	11月	12月
200	204	224	244	265	280

## 高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業

発生農場での殺処分や消毒等の防疫措置、影響を受ける養鶏農家等への経営支援、県産鶏卵・鶏肉の風評被害対策など、総合的な対策を実施

- 1 まん延防止・発生予防対策(5.9億円)
- ◆発生農場での殺処分・消毒等の実施(5億円)
  - ・発生養鶏場の殺処分・消毒等の実施
  - ・資材購入・リース経費
  - ・その他経費
- ◆制限区域等を出入りする車両の消毒の実施(50百万円)
  - ・消毒ポイント設置(5か所)、移動制限区域や搬出制限区域内外を通行 する畜産車両の消毒を実施
- ◆ 県内全養鶏場の消毒の実施(30百万円)
  - ・鶏舎内への高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入防止のため、県内全80 農場の鶏舎周囲に消石灰を散布
- ◆ 異状個体の鳥インフルエンザ検査の実施 (10百万円)
  - ・全県で監視を強化し、異状個体への検査等を実施
- 3 風評被害対策(0.1億円)
- ◆県産鶏卵・鶏肉の安全性 P R の実施(10百万円)
  - ・県産鶏卵・鶏肉の安全性に関する情報を発信(SNS等による発信、チラシやポスター等の作成、配布

- 2 経営支援対策(1億円)
- ◆発生農家への支援(国から直接支給)
  - ・と殺家畜に対する手当金
  - ・予防的殺処分を実施した場合の補償金 等
- ◆採卵・肉用鶏農家への支援(1億円)
  - ・制限区域内の移動制限等による損失補償等 (今回は制限区域内に移動制限対象となる養鶏農家なし) ※今後の周辺地域の発生に備え措置
- ◆経営安定対策支援(利子補給等)(既 定融資発動)
  - ・「鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金」発動(融資枠14億円、 期間10年、無利子化)
  - ※関連事業者への資金繰り支援については、「地域経済変動対策資金」 (商工労働部)を用意

#### 4 相談体制の整備

◆相談窓口の設置

「以下の相談窓口を設置し、24時間対応 野鳥、愛玩鳥に関する相談(生活環境部等) 食の安全、人の健康に関する相談(保健所) 関連事業者の融資等の相談(商工労働部) ※休日、夜間相談窓口(危機管理局、防災当直)

## 相談窓口 (24時間対応しています。)

### ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課(野鳥) くらしの安心推進課(愛玩鳥) 中部総合事務所環境建築局 西部総合事務所環境建築局

```
0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
0857-26-7877 ( " )
0858-23-3149 (夜間休日 0858-22-8141)
0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)
```

#### ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所 倉吉家畜保健衛生所 西部家畜保健衛生所

#### ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課 中部総合事務所倉吉保健所 西部総合事務所米子保健所

#### ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課 中部総合事務所倉吉保健所 西部総合事務所米子保健所

## ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直

$$0857 - 26 - 8100$$

# 県民の皆様へのメッセージ

- ■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- ■現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に報道関係者の皆様におかれましては、農場へ立ち入るような取材は防疫上ご遠慮ください。
- ■迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

# 県民の皆様へのメッセージ

<鳥取県ホームページ「とりネット」トップバナー>



※根拠のない噂にご注意ください! 県のホームページをご参照ください。